

県立奈良病院時間外手当等請求事件への対応について

(1) 判決の内容

- i) 原告医師の休日・夜間勤務は、宿日直勤務にはあたらない。
- ii) 休日・夜間勤務の全ての時間について時間外割増賃金を支払うべき。

(2) 労働基準法における宿日直の取扱い

断続的労働と認められる場合は、宿日直許可を受け、宿日直手当を支給。

(3) 奈良県及び他府県における対応状況

病院を設置する43都道府県のうち、奈良県を含む35団体での現実の対応は次の通り。

- ・ 断続的労働と認め、宿日直勤務として取り扱う。
- ・ 宿日直中に行われる通常業務に対しては、時間外割増賃金を併給する。

(4) 判決が提起する課題

- i) 医療法の宿日直の考え方（緊急時における患者対応のため必要なもの）と、労働基準法の宿日直の許可基準（勤務医の労働環境改善のためのもの）との整合性が図られていない。
- ii) 時間外割増賃金の支給に必要な予算の確保、交替制の導入等に必要な医師数の確保は、現実的に困難。

(5) 提案

35都道府県が奈良県と同様の対応をしていることから、厚生労働省におかれては、全国的な問題として捉え、

- 医療法と労働基準法の宿日直の考え方を整理
- 予算確保、医師確保に関する方策

等について、ご検討いただきたくよう提案します。

提案先 厚生労働省

